二　租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用家屋が租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は同法第七十条の二第八項第一号に規定する災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

（書式に関する経過措置）

第十九条　新規則別表第六㈠に定める書式は、租税特別措置法第二十九条の二第六項に規定する特定新株予約権でその付与をした日が施行日以後であるものについて適用し、同項に規定する特定新株予約権でその付与をした日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

２　新規則別表第六㈡に定める書式は、施行日以後に提出する新法第二十九条の二第七項に規定する調書について適用し、施行日前に提出した旧法第二十九条の二第七項に規定する調書については、なお従前の例による。

３　前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書に、新規則別表第六㈠及び別表第六㈡に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第十八条の十五の三第二十五項」を「第十八条の十五の三第二十六項」に改める。

第二十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第十八条の十五の三第十九項」を「第十八条の十五の三第二十項」に改める。

○財務省令第二十五号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条、第十八条、第二十九条、第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第八条第一号中「本籍及び住所」を「本籍地都道府県名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所）」に改め、同条第二号中「のイからハまで」を削り、「、それぞれイからハまで」を「それぞれ次」に改める。

第十一条第二項中「（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第二十七条第五項中「を併せて入力して」を「（以下この項において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二　当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき日本税理士会連合会又は税理士会の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

イ　解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Ｚ六〇一六附属書Ａの Ａ・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

本則に次の一条を加える。

（税務代理権限証書等の様式の特例）

第二十八条　国税庁長官は、別紙第八号様式から別紙第十号様式までの様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。